

防災減災・県土強靱化対策 特別委員会資料

令和6年12月6日(金)
県土整備部・警察本部

目次

- 避難行動の変容につながる取組について
- ・ 道路管理者による取組について（県管理道路） 3
- ・ 交通管理者による取組について 7

道路管理者による取組（県管理道路）

道路保全課

1 Jアラートと連動した津波情報板の設置

(1) 目的

津波警報等が発令された際、Jアラートで受信した情報を瞬時に道路利用者へ提供することにより、津波浸水想定区域への車両の進入を抑制し、区域内からの迅速な避難につなげることで、道路利用者の被害軽減を図る。

情報板への表示は自動化されているため、迅速かつ的確な情報提供が可能である。

(2) 設置箇所

津波浸水想定区域 周辺：31基

※ 県内各地に設置している道路情報板においても、速やかに表示。
設置数：118基



国道218号 延岡市北小路

【津波情報板】



【表示例】

避難行動の変容につながる取組について

津波情報板 設置位置
延岡市～新富町



避難行動の変容につながる取組について

津波情報板 設置位置
宮崎市～串間市



2 道路の標高標示

(1) 目的

道路の標高を標示することにより、防災意識の向上と津波発生時の速やかな避難行動を促す。

- ① 平常時：事前の防災対策等に活用
- ② 避難時：避難時の目安などに活用

(2) 設置箇所

県管理沿岸道路の標高1.7m以下の区間において、概ね2km間隔で設置

- 国県道100路線106区間（約44.1km）
628箇所



県道宮崎島之内線 宮崎市塩路

【標高標示板】



避難行動の変容につながる取組について

交通管理者による取組

警察本部

1 住民への避難呼び掛け

津波警報等発令時、警察官は自身の安全も確保しながら、警報等が発令されたことや安全な場所への避難呼び掛けを実施。

現場の状況に応じて渋滞や混雑を解消するための交通整理や交通規制を行う。

※ 本年8月8日に発生した地震では、県内19か所の交差点で渋滞が発生

2 運転免許の更新時講習における広報

運転免許センターや警察署での更新時講習の受講者に対して資料を配付し、「交通の方法に関する教則」を周知

※ 令和5年中 115,491人受講
令和6年10月まで 98,409人受講



【避難誘導訓練】



【更新時講習】

避難行動の変容につながる取組について

3 巡回連絡時における個別の防災指導

地域警察官が、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、災害発生時における避難方法などについて個別に防災指導を実施

※ 令和5年中 39,235回実施
令和6年10月まで 31,189回実施



【公民館における防災講話】

4 各種集会における防災講話

地域住民が集う会合や居住外国人の研修会等において、災害発生時における避難方法などについて防災講話を実施

※ 令和5年中 266回実施
令和6年10月まで 345回実施



【外国人への防災講話】

避難行動の変容につながる取組について

5 徒歩避難における課題

【避難行動要支援者とは】

災害対策基本法 第49条の10（関係部分を要約）
災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難が困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

市町村は、避難行動要支援者を災害から守るための基礎資料として「避難行動要支援者名簿」を作成

【避難行動要支援者の把握】

災害対策基本法 第49条の11（関係部分を要約）
市町村長は、災害の発生に備え、条例に特別の定めがある場合又は、本人の同意が得られた場合は、警察にも名簿情報を提供するものとする。



【巡回連絡時の防災指導】

避難行動の変容につながる取組について

6 避難行動要支援者への警察の対応

【警察把握の避難行動要支援者数】

28,389人

【避難行動要支援者の避難行動の問題点】

津波から避難するには、徒歩避難が原則ではあるが、避難行動要支援者は、個別に対応する必要がある。

【避難行動要支援者名簿の活用】

- 避難行動要支援者名簿に基づき、各警察署管内の避難行動要支援者の居住実態を把握
- 避難行動要支援者宅への巡回連絡時において個別の防災指導を家族等を含めて実施
- 高齢者の集会における防災講話の実施